

相談

労働委員会
雇用トラブル
解決をサポート

近年、個々の労働者と事業者との間のトラブルが増加しています。県労働委員会は、労働紛争問題を公平・中立の立場で取り扱う独立した専門的行政機関です。労使問題に関し経験豊かなあっせん員が、労使双方の言い分を伺いながら、紛争が話し合いにより円満に解決されるようサポートします。

秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。電話での相談も受け付けています。

対象者 県内事業所に勤務する労働者・県内事業所の事業主

対象事業 解雇・雇止め・配置転換・出向・懲戒処分などの労働条件、その他労働問題に関する紛争

費用 無料
問い合わせ 群馬県労働委員会事務局 (☎027・226・2783)

相談

性犯罪被害相談電話の全国共通番号

性犯罪の厳罰化などを含む刑法の一部を改正する法律の施行に伴い、性犯罪被害者の利便性を向上させ、より相談しやすくするため、全国共通の短縮ダイヤルの運用を開始しました。

全国共通番号

性犯罪被害相談電話(女性相談者専用電話)
▽#8103(ハートさん)

▽027・224・4356

※県警察では、この番号にダイヤルすると、女性相談者専用電話につながります。

受付時間 月～金曜日、午前8時30分～午後5時15分(原則、警察安全相談係の女性が対応)

※土・日曜日、祝日、夜間は、警察本部の当直員が相談者の意向に沿って対応します。

問い合わせ 県警察本部
犯罪被害者支援室(☎027・243・0110)

我慢していませんか？
それはパワーハラかもしれません。
職場におけるパワーハラは許されません！

職場でつらい思いしていませんか？

パワーハラメント(パワハラ)とは…

同じ職場で働く人に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて精神的・身体的苦痛を与えたり、職場環境を悪化させたりする行為をいいます。

問い合わせ 市民課市民生活係
(あい愛プラザ2階、☎62-8362)

例えば、こんなことはありませんか？

■身体的な攻撃

- ▷物を投げつけられ、身体に当たった
- ▷蹴られたり、殴られたりした
- ▷いきなり胸ぐらをつかまれて、説教された など

■過大な要求

- ▷就業間際なのに、過大な仕事を毎回押しつけられる
- ▷1人ではできない量の仕事を押しつけられる
- ▷達成不可能な営業ノルマを常に与えられる など

■精神的な攻撃

- ▷同僚の前で、上司から無能扱いする言葉を受けた
- ▷皆の前で、ささいなミスを大きな声で叱責された
- ▷必要以上に長時間、繰り返し執拗に叱られた など

■過小な要求

- ▷営業職なのに、倉庫の掃除を必要以上に強要される
- ▷事務職で採用されたのに、仕事は草むしりだけ
- ▷他の部署に異動させられ、仕事を与えられない など

■人間関係からの切り離し

- ▷理由もなく他の社員との接触や協力依頼を禁じられた
- ▷先輩・上司にあいさつしても無視される
- ▷根拠のない悪いうわさを流される など

■個の侵害

- ▷個人所有のスマホを勝手にのぞかれる
- ▷不在時に、机の中を勝手に物色される
- ▷休みの理由を根掘り葉掘りしつこく聞かれる など

ハラメント(嫌がらせ・いじめ)を受けたとき…

- はっきりと意思を伝えましょう
ハラメントは、受け流しているだけでは状況は改善されません。「やめてください」「私はイヤです」と、あなたの意思を伝えましょう。
- 黙って我慢していると事態をさらに悪化させてしまうことがあります。問題を解決していくことが、同じように悩んでいる他の人を救うことにもつながります。

- 会社の窓口に相談しましょう
ハラメントは、個人の問題ではなく会社の問題です。会社の人事労務などの相談担当者や信頼できる上司に相談しましょう。労働組合に相談する方法もあります。社内に相談相手がいないときも、ひとりで悩まずに、労働局などの外部の機関に相談しましょう。
- パワーハラメントに関する相談
群馬労働局総合労働相談コーナー (☎027-896-4677)

※参考：厚生労働省都道府県労働局「職場でつらい思いしていませんか？」パンフレット

パートナーから暴力を受けていませんか？
暴力は犯罪です。それは愛ではありません！
決して許されるものではないことを知ってください。

デートDVを知っていますか？

デートDV(ドメスティック・バイオレンス)とは…
交際中の男女間で起こる暴力をいいます。

■暴力とは？

※一つでもあてはまることがありますか？

身体的暴力

殴る、つねる、蹴る、物を投げつける

精神的暴力

傷つくようなひどいことを言う、バカにする、どなる、友達つきあいを制限する、監視する、独占欲が強くいつも一緒にいることを強要する、携帯電話をチェックする、「別れたら死ぬ」などとおどす

性的暴力

キスや性行為を強要する、避妊に責任を持たない

経済的暴力

デートの費用をいつも出させる、お金を返さない、取り上げる

問い合わせ 市民課市民生活係
(あい愛プラザ2階、☎62-8362)

■デートDVはなぜ起こるのか？

相手を自分の思いどおりにしようと暴力で支配することで起こります。対等な関係でするけんかとは違います。

■お互いを大切にすることは？

- ▷相手を束縛しないこと
- ▷相手を自分の思いどおりにしようとしないこと
- ▷相手の考え方や意見を尊重すること
- ▷いやなことは「イヤ」といえる関係であること
- ▷相手が「イヤ」なことは押しつけないこと
- ▷相手の気持ちになって思いやること など

■これだけは知っておいてください

- 好きだからって暴力をふるう、束縛する…
- 好きだから暴力や束縛を受け入れる…
- それは愛ではありません。どんな理由があっても暴力はいけなことです。

■ひとりで悩まないで相談してください

相手との関係がちょっとおかしいな？と思ったら、信頼できる人や相談機関に早めに相談してみましょう。また、悩んでいる友達がいたら、相談窓口を教えてあげてください。

※参考：群馬県若者向け「デートDV」啓発リーフレット

相談窓口

- 女性相談センター
(配偶者暴力相談支援センター)
(☎027-261-4466)
日時 月～金曜日、午前9時～午後8時
土・日曜日、祝日、午後1時～5時
- 女性の人権ホットライン
(前橋地方法務局人権擁護課)
(☎0570-070-810)
日時 月～金曜日、
午前8時30分～午後5時15分
- 群馬県警本部(24時間受付)
警察安全相談室(☎027-224-8080)
性犯罪捜査係(☎027-224-4356)
ストーカー対策係(☎027-243-0110(代表))
※緊急時は110番が最寄りの警察署へ。